令和４年６月１日以降用

さいたま市住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金（10万円/1世帯）のお知らせ

- 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金（１世帯あたり10万円）は、住民税均等割非課税世帯や新型コロナウイルス感染症の影響で家計急変のあった世帯を支援する新たな給付金です。
- 申請期限は**令和4年9月30日（金）消印有効**です。
- **既に住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の給付を受けた世帯又は当該世帯の世帯主であった者を含む世帯は、給付対象とならないため、申請することができません。**

給付金の給付額

１世帯あたり10万円

給付金の給付時期

市が確認書(または申請書)を受理した日から1か月後が目安です。

給付対象と申請の有無

給付対象となる世帯（いずれかにあてはまる世帯）

世帯全員の**「住民税均等割が非課税」**の世帯

令和４年１月以降の収入が減少し**「住民税非課税相当」**の収入となった世帯(家計急変世帯)

さいたま市に住民登録があり、住民税均等割が非課税である世帯には、確認書が送られます。
※一部申請が必要となる場合があります。
※住民税が課税されている者の扶養親族等のみからなる世帯を除きます。
※世帯の中に、租税条約により免除の適用を受けたことにより非課税世帯となる場合を除きます。

詳しくは裏面「Ⅰ」へ

申請が必要です

申請時に住民登録のある市区町村に提出してください。
※住民税が課税されている者の扶養親族等のみからなる世帯を除きます。

詳しくは裏面「Ⅱ」へ

給付手続きや支給要件の詳細は裏面をご確認ください。

給付金の手続き

Ⅰ-①　令和3年度住民税（均等割）が非課税の世帯

（1）世帯全員が、令和3年1月1日以前からさいたま市に住民登録がある場合

- 基準日（令和3年12月10日）時点において、さいたま市に住民登録があり、給付対象となる世帯には、給付内容や確認事項が記載された確認書が送られています。
- 確認書の内容（支給要件、振込先添付書類等）を確認して、**返送してください**。

(2) 世帯の中に、令和3年1月2日以降に転入された方がいる場合

- 基準日（令和3年12月10日）時点において、さいたま市に住民登録があり、給付対象となる可能性がある世帯の方は、申請が必要となる場合があります。
- 令和3年1月2日以降に転入された方は、「令和3年度住民税非課税証明書」が必要です。

Ⅰ-②　令和4年度住民税（均等割）が非課税の世帯　※未支給の世帯のみ

(1) 世帯全員が、令和3年12月10日以前からさいたま市に住民登録がある場合

- 基準日（令和4年6月1日）時点において、さいたま市に住民登録があり、給付対象となる世帯には、給付内容や確認事項が記載された確認書が届きます。
- 確認書の内容（支給要件、振込先添付書類等）を確認して、**返送してください**。

(2) 世帯の中に、令和3年12月11日以降に転入された方がいる場合

- 基準日（令和4年6月1日）時点において、さいたま市に住民登録があり、給付対象となる可能性がある世帯の方は、申請が必要です。
- 令和4年1月2日以降に転入された方は、「令和4年度住民税非課税証明書」が必要です。

Ⅱ　新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減少し、世帯全員が住民税非課税相当※1となった世帯(家計急変世帯)

- 給付金を受け取るには申請が必要です。
- 申請書に必要事項を記入し、必要書類を添付の上、提出してください。

※1　住民税非課税相当とは、世帯全員のそれぞれの年収見込額（令和４年１月以降の任意の１か月収入×12倍）が市町村民税均等割非課税水準以下であること(※2)を指します（適用される限度額は、市区町村ごとに異なりますので、お住まいの市区町村にお問い合わせ下さい）。
（一例）住民税非課税となる年間給与収入の目安（さいたま市の場合）単身の場合：100万円以下、配偶者又は扶養親族を1名扶養している場合：156万円以下

※2　新型コロナウイルス感染症の影響ではない収入減少により給付金を申請した場合、不正受給（詐欺罪）に問われる場合があります。

住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の
「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください！

自宅や職場などに都道府県・市区町村や国(の職員)などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、最寄りの警察署か警察相談専用電話(＃9110)にご連絡ください。

お問い合わせ

内閣府住民税非課税世帯等に対する
臨時特別給付金コールセンター
電 話　**0120-526-145**
受付時間 9:00～20:00（土日祝、12/29～1/3を除く）

さいたま市臨時特別給付金コールセンター
電　話　0120-211-250
ＦＡＸ　0120-753-668
受付時間　午前8時30分から午後5時15分